

事務事業調査

作成日 H30.8.1

課(局・室・所)・係・担当者 健康増進課 地域医療係 銭谷

No. - 25①

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)	
	1	子育て・福祉・医療・健康	7	地域医療体制の充実	1	地域医療体制の充実
	実施計画名		重点プロジェクト	事務事業名		
	地域医療推進事業			二次救急医療体制支援事業		

事業概要	宇部・山陽小野田・美祢地域の広域医療圏内にある9つの救急医療機関において、365日体制で二次救急医療に対応する。必要経費は3市がそれぞれ人口に応じた負担をする。	対象	輪番制で二次救急を実施している医療機関
		手段	かかった経費を各市の人口割で負担する
		意図	広域での二次救急医療を確保し、地域医療の充実に資する

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率。H30の上段は年間の目標 中段は4月~7月の実績を記入。

活動指標又は成果指標			H29(実績)	H30(4月~7月)	H31	H32	H33
1	協力医療機関数	活動	9施設	9施設	9施設		
			9施設				
			100.0%				
2	二次救急医療稼働日数	活動	365日	365日	365日		
			365日				
			100.0%				
3							

平成31年度に向けた評価			
	成果	コスト	
前年評価(A)			
事中評価(B)			
(A)と(B)を踏まえた平成31年度以降の取組方針			

視点	評価項目	評価理由	評価結果	評価点
妥当性	目的の妥当性	総合計画の基本施策に該当し、妥当である。	/	/
	自治体関与の妥当性	宇部・山陽小野田・美祢広域救急医療対策協議会を経由して、各医療機関へ支払っており妥当である。		
	対象(受益者)の妥当性	救急医療を必要とする市民		
有効性	事業の優先度	宇部・山陽小野田・美祢広域救急医療対策協議会で決定		
	類似事業の存在	行っていない。		
	個別計画・政策との整合性	山口県保健医療計画で規定する2次救急の施策と整合している。		
効率性	実施主体の適正化	民間病院に支払うので適正である。		
	受益者負担の適正化	適正な保険診療による受益者負担金を求めている。		
	コスト効率	市民の安心な生活のための救急医療でありコスト効率はそぐわない。		

事業期間		平成 28以前 年度	~	平成 34以降 年度	会計種別	一般	予算種別	継続	經常
予算費目	款	4	衛生費	項	1	保健衛生費	目	1	保健衛生総務費
	細目	1	保健衛生総務費	細々目	2	保健衛生一般管理費	交付税算入		有 公表 する

(単位:千円)

		総事業費	H29(決算)	H30(予算)	H31	H32	H33
支出内訳	・繰越明許費がある場合は、記載すること。 円 (H 年度 →H 年度)		二次救急医療対策事業運営費地元負担金 8,726	二次救急医療対策事業運営費地元負担金 8,754	二次救急医療対策事業運営費地元負担金 8,870		
	歳出合計	0	8,726	8,754	8,870	0	0
財源内訳/割合	国庫支出金						
	県支出金						
	地方債						
	その他						
	一般財源		8,726	8,754	8,870		
歳入合計	0	8,726	8,754	8,870	0	0	

国庫支出金・県支出金等の名称及び所管部署

予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称

特記事項

(市民への説明責任などの状況)

事務事業調書

作成日	H31.2.18
-----	----------

課(局・室・所)・係・担当者	健康増進課	地域医療係	銭谷
----------------	-------	-------	----

No.	-	25②
-----	---	-----

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)	
	1	子育て・福祉・医療・健康	7	地域医療体制の充実	1	地域医療体制の充実
	実施計画名		重点プロジェクト	事務事業名		
	地域医療推進事業			二次救急医療体制支援事業(サポート病院分)		

事業概要	宇部・山陽小野田・美祢地域の広域医療圏内にある9つの救急医療機関においては、輪番制で救急患者を受け入れているが、輪番病院が受けられない場合に患者を受け入れるサポート病院についても費用が発生しているため、前年度実績に応じて補助金を支出する。	対象	輪番病院をサポートする医療機関
		手段	サポート病院の前年度にかかった経費を各市の人口割で負担する。
		意図	広域での二次救急医療を確保し、地域医療の充実に資する。

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率。H30の上段は年間の目標 中段は4月～7月の実績を記入。

活動指標又は成果指標		H29(実績)	H30(4月～7月)	H31	H32	H33
1	補助金を支出する協力医療機関数			12施設	12施設	12施設
2						
3						

平成31年度に向けた評価			
	成果	コスト	
前年評価(A)			
事中評価(B)			
(A)と(B)を踏まえた平成31年度以降の取組方針			

視点	評価項目	評価理由	評価結果	評価点
妥当性	目的の妥当性	総合計画の基本施策に該当し、妥当である。	3	33
	自治体関与の妥当性	広域圏での二次救急医療体制の継続に資するため、宇部・山陽小野田・美祢広域救急医療対策協議会を經由して、各医療機関へ支払う。	3	
	対象(受益者)の妥当性	救急医療を必要とする市民	5	
有効性	事業の優先度	宇部・山陽小野田・美祢広域救急医療対策協議会で決定する。	3	
	類似事業の存在	行っていない。	5	
	個別計画・政策との整合性	山口県保健医療計画で規定する2次救急医療であり、整合性がある。	5	
効率性	実施主体の適正化	宇部・山陽小野田・美祢広域救急医療対策協議会で決定する。	3	
	受益者負担の適正化	受益者には、適正な保険診療による受益者負担金を求めている。	3	
	コスト効率	市民の安心な生活のための救急医療であり、コスト効率はそぐわない。	3	

事業期間		平成 31 年度	~	平成 34以降 年度	会計種別	一般	予算種別	新規	臨時
予算費目	款	4	衛生費	項	1	保健衛生費	目	1	保健衛生総務費
	細目	1	保健衛生総務費	細々目	2	保健衛生一般管理費	交付税算入		有 公表 する

(単位:千円)

		総事業費		H29(決算)		H30(予算)		H31		H32		H33	
支出内訳	・繰越明許費がある場合は、記載すること。 円 (H 年度 →H 年度)							二次救急医療対策事業運営費地元負担金	1,324	二次救急医療対策事業運営費地元負担金	1,324	二次救急医療対策事業運営費地元負担金	1,324
	歳出合計	0	0	0	0	0	0	1,324	1,324	1,324	1,324		
財源内訳/割合	国庫支出金												
	県支出金												
	地方債												
	その他												
	一般財源							1,324	1,324	1,324	1,324		
歳入合計	0	0	0	0	0	0	1,324	1,324	1,324	1,324			

国庫支出金・県支出金等の名称及び所管部署

予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称

特記事項 (市民への説明責任などの状況)

サポート病院の前年度にかかった経費を各市の人口割で負担する。

平成29年度 事務事業評価シート 課・局・室・所(係) 健康増進課 地域医療係 No. 25

施策体系	大項目(政策)		中項目(施策)		小項目(基本事業)	
	3	生涯を通じた健康づくり・地域医療体制の整備	2	地域医療の充実	1	地域医療体制の充実
17	実施計画名			事務事業名		
	地域医療推進事業			二次救急医療体制支援事業		

事業概要	宇部・山陽小野田・美祢地域の広域医療圏内にある9つの救急医療機関において、365日体制で二次救急医療に対応する。必要な経費は3市がそれぞれ人口に応じた負担を行う。	対象	輪番制で二次救急医療を実施している医療機関
	手段	かかった経費の一部を各市の人口割で負担する	
	意図	広域の二次救急医療を確保し、地域医療の充実に資する。	

歳出		H27	H28	H29	H30
		決算額(円)	決算額(円)	決算額(円)	予算額(円)
支出内訳	二次救急医療対策事業運営費地元負担金	8,729,815	8,748,433	8,725,596	8,754,000
合計		8,729,815	8,748,433	8,725,596	8,754,000

歳入			H27	H28	H29	H30
			決算額(円)	決算額(円)	決算額(円)	予算額(円)
財源内訳	割合	国庫支出金				
		県支出金				
		地方債				
		その他				
		一般財源	8,729,815	8,748,433	8,725,596	8,754,000
合計			8,729,815	8,748,433	8,725,596	8,754,000

会計種別	一般	経常	H29人件費概算	人工数	人件費(円)	交付税算入	有
				0.15	875,183		

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率

活動指標又は成果指標			H27	H28	H29	H30
1	協力医療機関	活動	9施設	9施設	9施設	9施設
			9施設	9施設	9施設	
			100.0%	100.0%	100.0%	
2	協力医療機関での二次救急医療稼働日数	活動	365日	366日	365日	365日
			365日	366日	365日	
			100.0%	100.0%	100.0%	
3						

H29目標達成度	課題及び改善策		今後の方向性			
	A	→	拡充	④	②	①
現状維持			③	⑤	✓	
縮小			⑥			
休廃止			⑦			
			皆減	縮小	現状維持	拡大
コスト投入の方向性						

特記事項	
------	--

二次救急医療体制支援事業 算出根拠

■ 輪番病院(1日1病院)

① 休日【日曜日、祝日、年末年始(12/29～1/3)、午前8時～翌朝の午前8時まで24時間】76日

146,640円×76日=11,144,640円

② 土曜日【正午～翌朝の午前8時までの20時間】50日

109,980円×50日=5,499,000円

③ 平日【月～金曜日、午後6時～翌朝の午前8時まで14時間】240日

73,320円×240日=17,596,800円

①+②+③=34,240,440円 $34,240,440円 \times 63,231人 \div 244,097人 = 8,869,659円$

※各経費の単価は、宇部・山陽小野田・美祢広域救急医療事業運営費補助金交付要綱で定めた金額
※本市の負担額は、総負担額を人口(平成30年9月1日現在)による按分率で算出したもの

■ サポート病院(1日2病院)

医師宿日直勤務手当(H30人事院勧告額)21,000円×365日×2病院×補助率1/3=5,110,000円
5,110,000円×63,231人÷244,097人=1,323,697円

※補助率1/3は、山口県医師就業環境整備総合対策事業費補助金交付要綱と同率にしたもの
※本市の負担額は、総負担額を人口(平成30年9月1日現在)による按分率で算出したもの

初期（一次）救急医療体制

外来による比較的軽症な救急患者を受け入れる医療

市町を単位として、地域の医師会等との連携により、休日の昼間の内科、外科については「休日応急担当医」、小児科については「急患診療所」で対応し、平日夜間の内科については「急患診療所」により対応している。

二次救急医療体制**■ 輪番病院（1日1病院）**

入院や手術等の治療を必要とする救急患者を受け入れる。

二次救急医療機関による「輪番病院」（9つ）が1日1医療機関ずつ当番制で対応している。

山陽小野田市民病院、山口労災病院、宇部興産中央病院、美祢市立病院、尾中病院、宇部記念病院、宇部協立病院、セントヒル病院、山口宇部医療センター

■ サポート病院（1日2病院）

輪番病院が対応できないときに救急患者の受け入れを行うもので、上記の9つの医療機関に下記の3医療機関を加えて、12のサポート病院で1日2医療機関ずつ当番制で対応している。

上記の9医療機関と
小野田赤十字病院、宇部西リハビリセンター病院、厚南セントヒル病院

三次救急医療体制

二次救急医療機関では対応できない複数の診療科領域にわたる重篤な救急患者に「救命救急センター」により対応する。24時間体制で高度な救急医療を提供する。

山口大学医学部附属病院「高度救命救急センター」
岩国医療センター「救命救急センター」、関門医療センター「救命救急センター」、県立総合医療センター「救命救急センター」、徳山中央病院「救命救急センター」

事務事業調査

作成日 H30.8.1

課(局・室・所)・係・担当者 健康増進課 地域医療係 銭谷

No. - 26

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)	
	1	子育て・福祉・医療・健康	7	地域医療体制の充実	1	地域医療体制の充実
	実施計画名		重点プロジェクト	事務事業名		
	救急医療体制充実事業			急患診療事業		

事業概要	利用者サービス及び医師の負担軽減のため一次救急は大切であり急患診療所を設置し、平日夜間に内科(中学生以上)の、休日日中に小児科の軽症患者に対して適切な一次救急診療を行う。	対象	軽症救急患者
		手段	急患診療所を設置し、運営する
		意図	内科平日夜間、休日小児科の救急医療体制の充実

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率。H30の上段は年間の目標 中段は4月~7月の実績を記入。

活動指標又は成果指標		H29(実績)	H30(4月~7月)	H31	H32	H33
1 診療日数	活動	314日	316日	313日		
		314日				
		100.0%				
2 一日平均受診者数(小児科)	活動	25人	25人	25人		
		25.8人				
		103.2%				
3 一日平均受診者数(内科)	活動	5人	5人	5人		
		4.0人				
		80.0%				

平成31年度に向けた評価			
	成果	コスト	
前年評価(A)			
事中評価(B)			
(A)と(B)を踏まえた平成31年度以降の取組方針			

139

視点	評価項目	評価理由	評価結果	評価点
妥当性	目的の妥当性	総合計画の基本施策に該当し、妥当である。	/	/
	自治体関与の妥当性	医療法の規定による診療所を市が設置しており、妥当である。		
	対象(受益者)の妥当性	救急医療を必要とする市民が対象であり、適切である。		
有効性	事業の優先度	医療法の規定による診療所を市が設置しており、妥当である。		
	類似事業の存在	行っていない。		
	個別計画・政策との整合性	山口県保健医療計画で規定する一次救急医療であり、整合性がある。		
効率性	実施主体の適正化	地域医療を守るため、市が実施すべき事業である。		
	受益者負担の適正化	適正な保険診療による受益者負担金を求めている。		
	コスト効率	一次救急医療は救急医療の根本をなすものでありコスト効率はそぐわない。		

事業期間		平成 28以前	年度	～	平成 34以降	年度	会計種別	一般	予算種別	継続	經常	
予算費目	款	4	衛生費		項	1	保健衛生費		目	1	保健衛生総務費	
	細目	7	急患診療所事業費		細々目	1	急患診療所事業費		交付税算入		公表	する

(単位:千円)

		総事業費		H29(決算)		H30(予算)		H31		H32		H33	
支出内訳	・繰越明許費がある場合は、記載すること。 円 (H 年度 →H 年度)			消耗品費	82	消耗品費	84	消耗品費	84				
				印刷製本費	26	印刷製本費	27	印刷製本費	27				
				医薬材料費	4,036	医薬材料費	2,700	医薬材料費	2,750				
				通信運搬費	75	通信運搬費	53	通信運搬費	54				
				保険料	105	保険料	106	保険料	106				
				手数料	67	手数料	94	手数料	117				
				設備保守委託料	519	設備保守委託料	519	設備保守委託料	534				
				診察委託料	33,056	診察委託料	33,936	診察委託料	34,654				
				注射器等処理委託料	59	注射器等処理委託料	54	注射器等処理委託料	55				
				その他	76	修繕料	100	その他	414				
歳出合計		0	38,101	37,673	38,795	0	0						
財源内訳/割合	国庫支出金												
	県支出金												
	地方債												
	その他		急患診療所診察料	31,675	急患診療所診察料	27,500	急患診療所診察料	27,500					
	一般財源			6,426		10,173		11,295					
	歳入合計	0	38,101	37,673	38,795	0	0						

国庫支出金・県支出金等の名称及び所管部署	
予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称	

特記事項	(市民への説明責任などの状況)
------	-----------------

施策体系	大項目(政策)		中項目(施策)		小項目(基本事業)	
	3	生涯を通じた健康づくり・地域医療体制の整備	2	地域医療の充実	1	地域医療体制の充実
	実施計画名			事務事業名		
16	救急医療対策事業		1	急患診療事業		

事業概要	急患診療所を設置し、休日日中には小児科、平日夜間に内科の軽症救急患者に対して適切な一次救急診療を行う。	対象	軽症救急患者
		手段	急患診療所を設置し運営する。
		意図	内科平日夜間、休日小児科の救急医療体制の充実

歳出		H27	H28	H29	H30
		決算額(円)	決算額(円)	決算額(円)	予算額(円)
支出内訳	急患診療委託料	32,941,525	32,466,418	33,055,671	33,936,000
	医薬材料費	2,200,868	2,664,763	4,035,980	2,700,000
	設備保守委託料	518,400	518,400	518,400	519,000
	保険料	100,400	105,400	105,400	106,000
	その他	2,304,873	543,917	385,962	412,000
合計		38,066,066	36,298,898	38,101,413	37,673,000

歳入			H27	H28	H29	H30	
			決算額(円)	決算額(円)	決算額(円)	予算額(円)	
財源内訳	割合	国庫支出金					
		県支出金					
		地方債					
		その他	急患診療所診察料	27,553,800	26,240,142	31,675,950	27,500,000
		一般財源		10,512,266	10,058,756	6,425,463	10,173,000
合計			38,066,066	36,298,898	38,101,413	37,673,000	

会計種別	一般	経常	H29人件費概算	人工数	人件費(円)	交付税算入	有
				0.1	583,456		

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率

活動指標又は成果指標			H27	H28	H29	H30
1	診療日数	活動	313日	313日	314日	316日
			313日	313日	314日	
			100.0%	100.0%	100.0%	
2	一日平均受診者数(小児科)	活動	30人	30人	25人	25人
			24.4人	24.1人	25.8人	
			81.3%	80.3%	103.2%	
3	一日平均受診者数(内科)	活動	5人	5人	5人	5人
			3.4人	3.6人	4.0人	
			68.0%	72.0%	80.0%	

H29目標達成度	課題及び改善策
B	急患診療所は病院・診療所が閉まっている時間帯の1次救急(軽症な病気、けが等)に対応するための施設である。また、その中から隠れた重篤な患者をトリアージし、2次救急に繋げることもしている。市民が安心して1次救急医療が受けられるように、更に認知度を高めていく。

今後の方向性					
成果の方向性	拡充		④	②	①
	現状維持		③	⑤	✓
	縮小		⑥		
	休廃止	⑦			
		皆減	縮小	現状維持	拡大
コスト投入の方向性					

特記事項	
------	--

事務事業調査

作成日	H30.11.28
-----	-----------

課(局・室・所)・係・担当者	健康増進課		尾山
----------------	-------	--	----

No	-	27
----	---	----

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)	
	1	子育て・福祉・医療・健康	6	健康づくりの推進	1	地域ぐるみの健康づくりの充実
	実施計画名		重点プロジェクト	事務事業名		
	健康づくり事業			スマイルエイジングプロジェクト		

事業概要	健康ご長寿社会の実現に向けて、まずは健康に関係が深い専門職能の関係団体等と、目的共有、連携強化と役割分担を行っていく必要性が高いことから、専門職能団体を中心に「プロジェクトチーム」を立ち上げる。また、プロジェクトでの協議を通して関係団体の「健康づくり」に関する機運を高め、新しい取組の創出を図る。	対象	医療保健専門職等
		手段	プロジェクトチームの設置
		意図	関係団体等と目的を共有しながら、健康寿命の延伸に向けた事業展開を考えると共に、市民の健康意識を高める。

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率。H30の上段は年間の目標 中段は4月～7月の実績を記入。

活動指標又は成果指標		H29(実績)	H30(4月～7月)	H31	H32	H33
1	プロジェクト参加団体数(会議回数)			15団体(5回)	15団体(3回)	15団体(3回)
2	関係団体等が健康づくりについて新たな取り組みを開始した事業数				3	5
3	「スマイルエイジング」ミニのぼり設置箇所数			150	180	180

平成31年度に向けた評価		
	成果	コスト
前年評価(A)		
事中評価(B)		
(A)と(B)を踏まえた平成31年度以降の取組方針		

視点	評価項目	評価理由	評価結果	評価点
妥当性	目的の妥当性	第二次総合計画基本施策及び第2次健康増進計画に基づく事業である(重点プロジェクトではないが市長の重点施策の一つである)	3	33
	自治体関与の妥当性	第二次総合計画基本施策「健康づくりの推進」に沿った事業、第2次健康増進計画に基づく事業であり妥当である	3	
	対象(受益者)の妥当性	市民に対する取組の充実のために、まずは医療保健団体等を対象としているため適切である	5	
有効性	事業の優先度	重点プロジェクトではないが、市長の重点施策の一つである	3	
	類似事業の存在	健康づくり部門においては類似事業はない	5	
	個別計画・政策との整合性	重点プロジェクトではないが市長の重点施策の一つである。	5	
効率性	実施主体の適正化	市と関係団体が共に取り組むことで効果が期待できる事業であり、市が実施すべき事業である	3	
	受益者負担の適正化	受益者負担を求めることは適切でない事業である	3	
	コスト効率	「健康づくり」を広く市民に周知し、関係者の機運を高めるためには必要な経費と考えている。	3	

事業期間		平成 31 年度	~	平成 34以降 年度	会計種別	一般		予算種別	新規	臨時
予算費目	款	4	衛生費	項	1	保健衛生費	目	1	保健衛生総務費	
	細目	6	健康づくり事業費	細々目	2	健康づくり事業費	交付税算入		無	公表

(単位:千円)

		総事業費		H29(決算)		H30(予算)		H31		H32		H33	
支出内訳	・繰越明許費がある場合は、記載すること。 円 (H 年度 →H 年度)							報償費	270	報償費	120	報償費	120
								消耗品費	138	消耗品費	5	消耗品費	5
								通信運搬費	6	通信運搬費	4	通信運搬費	4
	歳出合計	0	0	0	0	0	0	414	414	129	129	129	129
財源内訳/割合	国庫支出金												
	県支出金												
	地方債												
	その他												
	一般財源								414	414	129	129	129
	歳入合計	0	0	0	0	0	0	414	414	129	129	129	129

国庫支出金・県支出金等の名称及び所管部署

予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称

特記事項

(市民への説明責任などの状況)

* イベントに関しては「未病フォーラム」と同時開催し、イベント関係の消耗品や一部講師代は、事務事業名「山口東京理科大との連携によるフォーラムの開催」で賄う
 * 評価指標に記載したもの以外にも、第2次健康増進計画の各種目標値の達成に近づけるという効果もねらう。

「スマイルエイジングプロジェクト」の概要

1. プロジェクト設置の必要性と目的

現在、平成31年度からの第2次健康増進計画（スマイルエイジング*プラン）を策定し、「健康寿命の延伸」に向けた取組を推進していく予定である。

これら健康づくりに関する取組は、行政の力だけでできることは限られており、また、市民個人の努力だけでできるものではない。個人の意識改革や行動変容だけでなく、その個人を支える周囲・地域の協力や社会環境の整備が必要である。

本事業は、そのための一つの手段として、まずは、健康づくりに関わりが深い専門職能団体等とプロジェクトを立ち上げ、協議等の過程を通して「協働しながら一体的に本市にける健康づくりを行っていく」という機運を高めるとともに、それぞれの団体等が健康づくりに関する主体的な取組を創出していき、結果、健康づくりに関する社会環境の整備を進めていくことを目的とする。

※スマイルエイジングとは

スマイル（笑顔）の源である「心身の健康」を保ち、誰もが笑顔で年を重ねていけるための一体的な施策。

全ての年代の様々な状態の人に向けた、健康増進や疾病予防、病気の早期発見や重症化予防、リハビリテーション、そして地域活動等、社会参加をしている人を増やすことで、健康に良い影響をもたらす地域をつくることなど、健康づくりにつながる施策すべてが「スマイルエイジング」の取組。

2. 所掌内容（案）

- (1) 健康づくりの推進に関し、意見を述べること
- (2) 「スマイルエイジング」のまちづくりについて市民へ普及啓発していくこと
- (3) 健康づくりに関する新しい取組を創出すること
→職能団体毎の取組創出を期待
- (4) 「健康で長生きのまちづくりフォーラム」の企画
- (5) その他

3. 構成団体（案）

医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、栄養士会、理学療法士会、作業療法士会
言語聴覚士会、歯科衛生士会、精神保健福祉士会、健康運動指導士会、山口東京理科大学
スポーツ関係の団体 等

4. スケジュール概略

4月若しくは5月にはプロジェクトを発足し、年間5回の会議を実施予定
協議内容等は以下を想定

- (1) 健康づくりに向けた本市の健康課題の共有と進めていく目的・方向性の一致を図る。
- (2) 各団体で取組めることの検討
⇒各団体に持ち帰り検討を依頼。
取組予定内容によっては平成32年度向けて予算化
- (3) 市民への周知方法に向けた検討と実行
⇒「行政・関係団体が同じ方向性をもって、健康的なまちづくり（健康ご長寿のま
ちづくり）に力を入れていくこと」を、市民に向けて周知。
⇒一つの案として、健康づくりに協力する病院や薬局等窓口に「スマイルエイジ
ング」のミニのぼり等が設置できるよう予算化している。
- (4) (3) の取組の一つとして、フォーラム等の企画を行う
⇒フォーラムに関しては、事務事業名「山口東京理科大学との連携によるフォーラム
の開催」を利用することを想定

5. 予算 414,000円

<内訳>

○報償費	270,000円		
（プロジェクト委員報償費	150,000	（15人×2,000円×5回）	
（オブザーバー報償費	20,000	（10,000円×2回）	
（イベント講師謝金	100,000）		
○消耗品費	138,000円	（普及啓発用グッズ、紙、ノベルティ等）	
○通信運搬費	6,000円	（会議案内等の郵送料）	

* その他イベントに必要な費用（消耗品費等）は「山口東京理科大学との連携によるフ
ォーラムの開催」で計上

事務事業調書

作成日 H31.2.18

課(局・室・所)・係・担当者 障害福祉課 岡村

No. - 28

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)	
	1	子育て・福祉・医療・健康	3	障がい者福祉の充実	1	障がい福祉サービスの充実
	実施計画名		重点プロジェクト	事務事業名		
	障がい者の地域生活支援事業			地域生活支援拠点整備事業		

事業概要	障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能(相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり)を整備し、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築する。	対象	障がい者
		手段	地域支援のための拠点の体制整備を行う
		意図	住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、様々な支援を切れ目無く提供できる仕組みを構築する

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率。H30の上段は年間の目標 中段は4月～7月の実績を記入。

活動指標又は成果指標			H29(実績)	H30(4月～7月)	H31	H32	H33
1	市内に24時間体制の相談拠点	活動			整備		
2	緊急時短期入所の受入体制	活動			整備		
3							

平成31年度に向けた評価			
	成果	コスト	
前年評価(A)			
事中評価(B)			
(A)と(B)を踏まえた平成31年度以降の取組方針			

視点	評価項目	評価理由	評価結果	評価点
妥当性	目的の妥当性	親亡き後を見据えると、支援体制の構築についての必要性が認められる	3	33
	自治体関与の妥当性	国の基本指針に基づき、第5期障がい福祉計画の成果目標にも設定されている	3	
	対象(受益者)の妥当性	対象とする人が適切に設定されている	5	
有効性	事業の優先度	国の基本指針に基づき、第5期障がい福祉計画の成果目標にも設定されている	3	
	類似事業の存在	行っていない	5	
	個別計画・政策との整合性	第4次障がい者計画、第5期障がい福祉計画に具体的に搭載されている事業である	5	
効率性	実施主体の適正化	指定管理者制度が既に導入されている事業を拠点として整備する	3	
	受益者負担の適正化	相談拠点においては受益者負担を求めることが適当でない事業	3	
	コスト効率	現在のところコスト削減の余地がない事業	3	

事業期間	平成 31 年度 ~ 平成 34以降 年度	会計種別	一般	予算種別	新規	臨時
予算費目	款 3 民生費	項 1 社会福祉費	目 2 障害者福祉費			
	細目 1 障害者福祉費	細々目 4 地域生活支援事業費	交付税算入	有	公表	する

(単位:千円)

支出内訳	総事業費		H29(決算)		H30(予算)		H31		H32		H33		
	・繰越明許費がある場合は、記載すること。 円 (H 年度 → H 年度)							緊急時短期入所委託料 875 相談業務委託料 19,818					
歳出合計	0		0		0		20,693		20,693		20,693		
財源内訳/割合	国庫支出金						50%	5,094	50%	5,094	50%	5,094	
	県支出金						25%	2,547	25%	2,547	25%	2,547	
	地方債												
	その他												
	一般財源						25%	13,052	25%	13,052	25%	13,052	
	歳入合計	0		0		0		20,693		20,693		20,693	

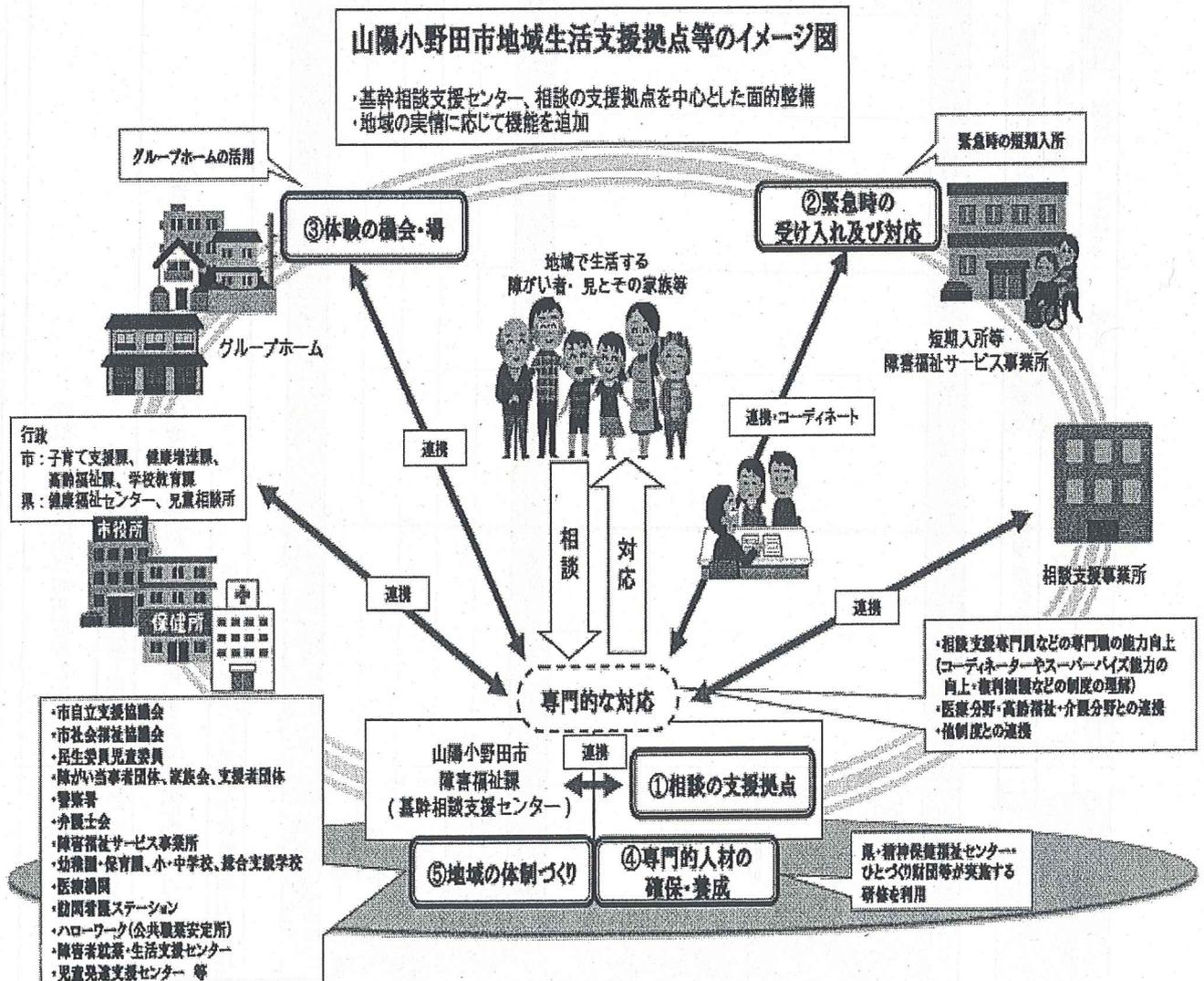
国庫支出金・県支出金等の名称及び所管部署	地域生活支援事業費等補助金、市町地域生活支援事業費等補助金:山口県障害者支援課
予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称	障害者総合支援法、山陽小野田市地域生活支援事業実施要綱

特記事項	(市民への説明責任などの状況)
------	-----------------

地域生活支援拠点等の整備

障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えて、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障がい者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築する。

必要な機能	方向性等
① 相談	市内において24時間体制での相談支援を行うとともに、緊急時の短期入所の受け入れ対応を行う。
② 緊急時の受け入れ・対応	緊急時において短期入所による受け入れを行う。
③ 体験の機会・場	障がい福祉サービスを利用し、グループホームの体験を行う。
④ 専門的人材の確保・養成	山口県・山口県ひとづくり財団・山口県社会福祉士会等が実施する研修への案内及び必要時地域課題となる研修の企画を行う。
⑤ 地域の体制づくり	相談にコーディネーターを配置し、サービスの拠点とする。 支援会議や自立支援協議会定例会から抽出した地域課題について、自立支援協議会（運営委員会、専門部会含む）で検討・情報共有を行う。



事務事業調書

作成日 H31.2.15

課(局・室・所)・係・担当者 環境課 生活衛生係 湯浅

No - 29

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)	
	2	市民生活・地域づくり・環境・防災	15	循環型社会の形成	3	衛生・美化の向上
	実施計画名		重点プロジェクト	事務事業名		
	新火葬場建設事業			新火葬場建設事業		

事業概要	<p>老朽化した小野田・山陽両斎場を一つに統合した新火葬場を現山陽斎場の敷地に建設する方針を平成25年度に決定した。平成26年度は基本計画を策定しており、平成27年度は都市計画決定・火葬炉選定・用地買収・建築設計業者選定・造成設計を行った。平成28年度は、基本設計・実施設計・造成工事を行い、平成29～30年度で建設工事、平成31年度に外構工事、現施設の解体工事を行う。平成31年度の供用開始を目指し施設規模は火葬炉5炉、建築延べ床面積約1,940㎡とする。</p>	対象	新火葬場
	手段	老朽化した2箇所の斎場を統合し更新する。	
	意図	両斎場を一つに統合することにより、効率的な運営を図る。	

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率。H30の上段は年間の目標 中段は4月～7月の実績を記入。

活動指標又は成果指標			H29(実績)	H30(4月～7月)	H31	H32	H33
1	事業の進捗状況	活動	建築工事等	建築工事等	解体、外構工事等		
			計画どおり	計画どおり			
			100.0%	100.0%			
2							
3							

平成31年度に向けた評価			
	成果	コスト	
前年評価(A)	現状維持	現状維持	⑤
事中評価(B)	現状維持	現状維持	⑤
(A)と(B)を踏まえた平成31年度以降の取組方針	計画どおり、事業を進める。		

視点	評価項目	評価理由	評価結果	評価点
妥当性	目的の妥当性	現施設の老朽化による建て替えの方針を既に決定しており妥当である。	3	35
	自治体関与の妥当性	火葬場許可を得ており、市固有の業務である。	3	
	対象(受益者)の妥当性	市民のための火葬場であり、妥当である。	5	
有効性	事業の優先度	小野田斎場及び山陽斎場は、老朽化しており、早急な取り組みが必要である。	5	
	類似事業の存在	ない。	5	
	個別計画・政策との整合性	新火葬場建設基本計画を策定し、新火葬場の整備の方針を定めている。	5	
効率性	実施主体の適正化	火葬業務は、市固有の業務である。	3	
	受益者負担の適正化	火葬業務は、市固有の業務である。	3	
	コスト効率	関係業者と幾度となく協議を重ね、経費削減に向けて努力している。	3	

事業期間		平成 28以前 年度	~	平成 31 年度	会計種別	一般	予算種別	継続	臨時
予算費目	款	4	衛生費	項	1	保健衛生費	目	7	新火葬場整備費
	細目	1	新火葬場整備費	細々目	1	新火葬場整備費	交付税算入	有	公表

(単位:千円)

		総事業費		H29(決算)		H30(予算)		H31		H32		H33	
支出内訳	・繰越明許費がある場合は、記載すること。 8,077千円 (H27年度 →H28年度) 56,124千円 (H28年度 →H29年度)	H26(決算)	3,561	工事費		建設工事一式	584,041	消耗品	569				
		H27(決算)	15,073	(建設主体工事費)	266,500	火葬炉工事費	205,200	産業廃棄物処分費	499				
		H28(決算)	143,359	(電気設備工事費)	65,600	外構設計	6,674	分析委託料	194				
		H29(決算)	446,286	(機械設備工事費)	47,000	第1期外構工事	28,258	草刈り委託料	219				
		H30(予算)	902,841	委託料		施工監理委託	17,440	家屋調査委託	2,166				
		H31(予算)	206,947	(施工監理委託)	7,400	下水道布設工事	37,800	解体工事費	89,506				
				(下水調査設計委託料)	2,862	解体事前調査・設計	4,418	第1期外構工事費	45,643				
				消耗品	314	家具什器費	12,621	第2期外構工事費	64,306				
				その他	486	電話設置工事	479	備品購入費	3,430				
				造成工事(繰越分)	56,124	その他	5,910	その他	415				
歳出合計		1,718,067		446,286		902,841		206,947		0		0	
財源内訳/割合	国庫支出金												
	県支出金												
	地方債	合併特例債(95%)	1,596,500	合併特例債(95%)	423,600	合併特例債(95%)	839,900	合併特例債(95%)	189,400				
	その他	まちづくり魅力基金	15,000			まちづくり魅力基金	4,000						
	一般財源		106,567		22,686		58,941		17,547				
歳入合計		1,718,067		446,286		902,841		206,947		0		0	

国庫支出金・県支出金等の名称及び所管部署

合併特例債事業

予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称

- ・墓地及び埋葬等に関する法律
- ・山陽小野田市墓地及び埋葬等に関する法律施行細則

特記事項

(市民への説明責任などの状況)

実施体系	大項目(政策)		中項目(施策)		小項目(基本事業)	
	10	資源循環型社会のまちづくり	2	環境衛生の向上	4	斎場・霊園の整備
	実施計画名			事務事業名		
20	新火葬場建設事業	1	新火葬場建設事業			

事業概要	昭和55年に建設された小野田・山陽両斎場とも築30年以上が経過しており、施設の老朽化が著しい状況である。合併特例債を活用して、小野田・山陽両斎場を統合し、新しい火葬場を建設する。平成29年度は、建築主体・電気設備・機械設備等の工事に着手した。	対象	新火葬場
	手段	合併特例債を利用し、2箇所の斎場を統合し、新しい火葬場を建設する。	
	意図	老朽化している施設を更新するとともに、両斎場を統合することにより、効率的な運営を図る。	

歳出		H27	H28	H29	H30
		決算額(円)	決算額(円)	決算額(円)	予算額(円)
支出内訳	工事請負費	0	79,300,000	379,586,000	860,575,000
	委託料(施工監理等)	3,055,960	55,485,000	10,262,000	28,532,000
	消耗品費	0	0	313,509	645,000
	工事請負費(繰越分)	0	0	56,123,360	0
	その他	12,016,400	8,573,680	0	13,089,000
合計		15,072,360	143,358,680	446,284,869	902,841,000

歳入			H27	H28	H29	H30	
			決算額(円)	決算額(円)	決算額(円)	予算額(円)	
財源内訳	割合	国庫支出金				0	
		県支出金				0	
		地方債	95%	14,100,000	118,800,000	423,600,000	839,900,000
		その他	まちづくり魅力基金		11,000,000		4,000,000
		一般財源		972,360	13,558,680	22,684,869	58,941,000
合計			15,072,360	143,358,680	446,284,869	902,841,000	

会計種別	一般	臨時	H29人件費概算	人工数	人件費(円)	交付税算入	有
				2.05	10,965,539		

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率

活動指標又は成果指標			H27	H28	H29	H30
1	事業の進捗状況	活動	用地購入等	地質調査・実施設計・造成工事	建築工事等	建築工事等
			計画どおり	計画どおり	計画どおり	
			100.0%	100.0%	100.0%	
2						
3						

H29目標達成度	課題及び改善策
A	

今後の方向性					
成果の方向性	拡充		④	②	①
	現状維持		③	⑤	✓
	縮小		⑥		
	休廃止	⑦			
		皆減	縮小	現状維持	拡大
コスト投入の方向性					

特記事項	H28からH29に造成工事費56,123,360円を繰り越している。
------	------------------------------------

新火葬場第1期外構工事

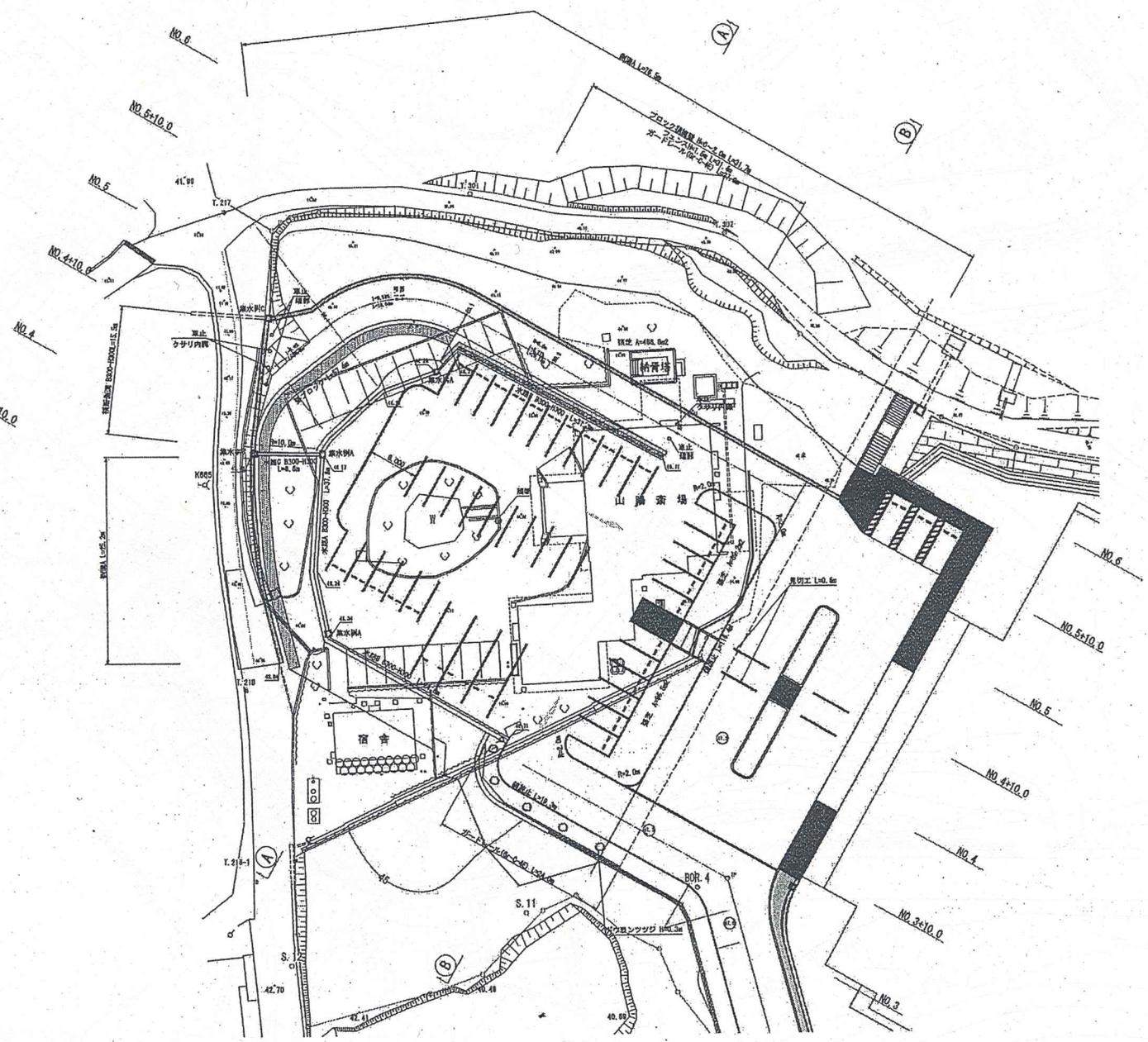


S=1:250



工事名称	新火葬場第1期外構設計施工		
工事場所	山崎小野田町 大字深沢15番 2区 境内		
図面	外構平面図		
工	1/22	08	年月日
図	1/250		
山崎小野田町			

新火葬場第2期外構工事



工事 名称	新火葬場第2期外構設計図			
工事 場所	山陽小野田市 大字深見16番 2地 地内			
図種	平面図			
工 尺	1/11	40	1/250	年 月 日
DC				山陽小野田市

事務事業調査

作成日 H30.10.9

課(局・室・所)・係・担当者 市民生活課 防犯交通係 山本

No. - 30

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)	
	2	市民生活・地域づくり・環境・防災	10	防犯・交通安全対策等の推進	4	空家等対策の推進
	実施計画名		重点プロジェクト	事務事業名		
	空家等適正管理推進事業			特定空家等除却事業		

事業概要	地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図るため、著しく周辺に悪影響を及ぼしている管理不全の空家等を特定空家等に認定し、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「特措法」)に基づく助言・指導、勧告、命令をしてもなお措置が履行されない場合は、特措法に基づき行政代執行により当該特定空家等を除却する。		対象	空家等所有者及び周辺住民
			手段	特措法に基づく助言・指導、勧告、命令及び代執行
			意図	地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図る。

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率。H30の上段は年間目標 中段は4月~7月の実績を記入。

活動指標又は成果指標		H29(実績)	H30(4月~7月)	H31	H32	H33
1	特定空家等の認定	活動		随時	随時	随時
2	特定空家等の解決	成果		随時	随時	随時
3						

平成31年度に向けた評価			
	成果	コスト	
前年評価(A)			
事中評価(B)			
(A)と(B)を踏まえた平成31年度以降の取組方針			

157

視点	評価項目	評価理由	評価結果	評価点
妥当性	目的の妥当性	地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図るもので、妥当である。	3	35
	自治体関与の妥当性	空家等対策の推進に関する特別措置法、山陽小野田市空家等対策の推進に関する条例に市の責務が明記されている。	5	
	対象(受益者)の妥当性	市民	3	
有効性	事業の優先度	地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図ることは最優先される。	5	
	類似事業の存在	建築基準法9条(違反建築物に対する措置)、10条(保安上危険な建築物等に対する措置)	5	
	個別計画・政策との整合性	空家等対策計画(特措法6条・平成30年策定予定)、協議会設置(特措法7条)	5	
効率性	実施主体の適正化	特定空家等の所有者に対し勧告、命令をしてもなお措置が履行されない場合は、特措法に基づき市が行政代執行することとなる。	3	
	受益者負担の適正化	行政代執行に要する費用は所有者等へ請求する。	3	
	コスト効率	行政代執行に要する費用は所有者等へ請求するものであり適正である。	3	

事業期間		平成 31 年度	～	平成 34以降 年度	会計種別	一般		予算種別	新規	臨時
予算費目	款	2	総務費	項	1	総務管理費	目	i	一般管理費	
	細目	21	空家対策事業費	細々目	1	空家対策事業費	交付税算入		無	公表 する

(単位:千円)

支出内訳	総事業費		H29(決算)		H30(予算)		H31		H32		H33	
	・繰越明許費がある場合は、記載すること。 円 (H 年度 → H 年度)							委託料 (特定空家認定調査 203,260円×5件) (特定空家等除却) (緊急安全措置)	1,017 500	委託料 (特定空家認定調査 203,260円×10件) (特定空家等除却) (緊急安全措置)	2,033 5,000 500	委託料 (特定空家認定調査 203,260円×10件) (特定空家等除却) (緊急安全措置)
歳出合計	0		0		0		1,617		7,633		7,633	
財源内訳/割合	国庫支出金											
	県支出金											
	地方債											
	その他						負担金	500	負担金	5,500	負担金	5,500
	一般財源							1,117		2,133		2,133
歳入合計	0		0		0		1,617		7,633		7,633	

国庫支出金・県支出金等の名称及び所管部署

予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称

空家等対策の推進に関する特別措置法、山陽小野田市空家等対策の推進に関する条例、山陽小野田市空家等対策の推進に関する規則、山陽小野田市空家等対策計画

特記事項

(市民への説明責任などの状況)

特定空家等調査委託

建築士、施工管理技士、住宅診断士等へ空き家の危険度等を調査委託

事前調査	1h ×	1人 =	1h	
現地調査	6h ×	2人 =	12h	
図面起こし	8h ×	1人 =	8h	1/100平面図
報告書作成	4h ×	1人 =	4h	調査票記入、危険個所の状態
報告・説明	1h ×	1人 =	1h	
			26h	①

調査技師1h当たり単価(設計業務・技師Bで算出)

$$37,900\text{円} \div 8\text{h} = 4,738\text{円} \text{ ②}$$

①×②	123,188円	③
諸経費③×50%	61,594円	④
委託料(③+④)×税	203,260円	

平成 29 年 12 月 21 日

既存住宅状況調査に係る「業務量の目安」について

(公社) 日本建築士会連合会 (HP) 承認

(一社) 日本建築士事務所協会連合会

平成 29 年 6 月に宅地建物取引業法が改正され、既存住宅取引における既存住宅状況調査に係る制度が平成 30 年 4 月から施行される。

しかしながら、既存住宅状況調査に係る業務委託契約を締結する際の報酬額の算定に必要な基礎的情報がないため、既存住宅状況調査技術者講習の受講者から必要な情報の提供について多くの要望が寄せられた。また、既存住宅状況調査技術者をあつせんすることになる不動産業界からも、報酬額に関する情報を知りたいとの要望が寄せられている。

このため、(公社) 日本建築士会連合会及び (一社) 日本建築士事務所協会連合会は、これまでのインスペクションの実施例等を踏まえ、既存住宅状況調査の「業務量の目安」をこのたび作成した。調査依頼者等との報酬額に関する協議の際に、参考として頂きたい。

なお、既存住宅状況調査に係る業務委託契約については、四会連合協定、建築設計・監理等業務委託契約約款調査研究会による「既存住宅状況調査業務委託契約書」が公開されている。「業務量の目安」は、当該業務委託契約書による契約を想定して作成している。契約にあたっては、四会連合協定研究会の業務委託契約書を活用して頂きたい。

「業務量の目安」を利用するにあたっての注意事項等

- 「業務量の目安」は、一般的な平面、立面等を有する住宅を想定したものである。したがって、特殊な平面、立面等を有する住宅についての業務量は、個々に検討する必要がある。
- 「業務量の目安」は、調査対象となる既存住宅の平面図等の図面があり、現状がその図面から大幅に変更されていないことを前提としている。
- 下記の業務量は含んでいないので、当該業務が発生する場合には業務量を追加するか、経費の別途計上を検討する必要がある。
 - ・調査用平面図等の図面起こし
 - ・床下・小屋裏に侵入しての調査
 - ・コンクリート圧縮強度調査、鉄筋探査
 - ・オプション調査
 - ・依頼主以外に対する調査報告書の説明
- 共同住宅の住棟型調査については、建物の規模、階数等によって業務量が大きく異なると考えられるため、「業務量の目安」は示していない。
- 「業務量の目安」は、これまでのインスペクションの実施例等を踏まえて作成したものである。既存住宅状況調査の実績等を踏まえ、今後適宜見直すことを予定している。

【 既存住宅状況調査に係る「業務量の目安」 】

建物種別	戸建住宅 (150㎡以下)		戸建て住宅 (150㎡超200㎡以下)		共同住宅 (長屋等含む) 住戸型 (100㎡以下)	
	時間	人	時間	人	時間	人
構造	W・S・RC		W・S・RC		W・S・RC	
契約 聞き取り 事前調査	1.0	1	1.0	1	1.0	1
現地調査 (目視による建物調査) (注1)	2.0	2	3.0	2	1.5	2
報告書の作成 写真整理等	6.0	1	8.0	1	5.0	1
報告書提出 報告・説明	1.0	1	1.0	1	1.0	1
計	12.0 人・時間		16.0 人・時間		10.0 人・時間	

注1) 現地調査は、既存住宅状況調査技術者2名が行うことを想定している。

既存住宅状況調査技術者1名が、補助者を使用して調査する場合には、調査時間が長くなることに留意する必要がある。

注2) 調査用平面図の作成、床下・小屋裏に侵入しての調査、コンクリート圧縮強度調査、鉄筋探査、その他オプション調査、依頼主以外に対する報告書の説明、は別途。

1. 平成30年度設計業務委託等技術者単価について
決定した職種別の設計業務委託等技術者単価一覧を「別表」に示す。

2. 設計業務委託等技術者単価について

(1) 設計業務委託等技術者単価の構成

設計業務委託等技術者単価は、次の1.～4.で構成される(図-1)

1. 基本給相当額
2. 諸手当(役職、資格、通勤、住宅、家族、その他)
3. 賞与相当額
4. 事業主負担額(退職金積立、健康保険、厚生年金保険、雇用保険、
労災保険、介護保険、児童手当)

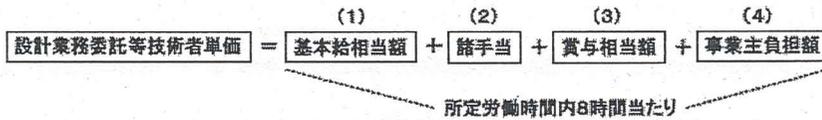


図-1 単価の構成

(2) 単価に含まれない賃金、手当

1. 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金
2. 各職種の通常の作業条件又は作業内容を超えた労働に対する手当

(3) 留意事項

設計業務委託等技術者単価は公共事業の設計業務委託等の積算に用いるための
ものであり、以下の点に十分留意する。

- ・外注契約における技術者単価や雇用契約における技術者への支払い賃金を拘束
するものではないこと
- ・本単価に含まれる賃金の範囲は(1)のとおりであり(2)に示すものは含ま
れないこと。

(別表)平成30年度 設計業務委託等技術者単価

①設計業務

技術者の職種	基準日額(円)	割増対象賃金比(%)
主任技術者	65,500	50%
理事、技師長	61,700	45%
主任技師	52,700	50%
技師(A)	46,300	50%
技師(B)	37,900	50%
技師(C)	30,800	50%
技術員	26,200	55%

②測量業務

技術者の職種	基準日額(円)	割増対象賃金比(%)
測量主任技師	42,200	55%
測量技師	34,800	55%
測量技師補	28,100	50%
測量助手	28,000	55%
測量補助員	22,700	55%

③航空・船舶関係

技術者の職種	基準日額(円)	割増対象賃金比(%)
操縦士	47,000	35%
整備士	36,700	45%
撮影士	35,100	50%
撮影助手	31,100	50%
測量船操縦士	26,300	55%

④地質業務

技術者の職種	基準日額(円)	割増対象賃金比(%)
地質調査技師	42,900	50%
主任地質調査員	33,800	50%
地質調査員	23,500	55%

事務事業調査

作成日	H30.12.6
-----	----------

課(局・室・所)・係・担当者	市民生活課	防犯交通係	山本
----------------	-------	-------	----

No	-	31
----	---	----

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)	
	2	市民生活・地域づくり・環境・防災	10	防犯・交通安全対策等の推進	4	空家等対策の推進
	実施計画名		重点プロジェクト	事務事業名		
	空家等利活用事業			空家等の適正管理の補助事業		

事業概要	超高齢化社会を迎え、行政に依存するだけでは今後も増加する空家等問題への対応が追いつかないことが想定される。空家等の所有者が自らの意思で財産を守り、その価値を維持していくという強い意識を持つことが大切である。そのために所有者の負担軽減を図るため、空家等の適正管理に関する補助金の交付を行い管理不全な状態にある空家等の是正に努める。	対象	空家等所有者及び周辺住民
		手段	空家等除却等の補助金の交付
		意図	空家等の所有者又は管理者は周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切な管理を行う

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率。H30の上段は年間目標 中段は4月~7月の実績を記入。

活動指標又は成果指標			H29(実績)	H30(4月~7月)	H31	H32	H33
1	各種補助金助成件数	活動			5件	5件	5件
2							
3							

平成31年度に向けた評価			
	成果	コスト	
前年評価(A)			
事申評価(B)			
(A)と(B)を踏まえた平成31年度以降の取組方針			

163

視点	評価項目	評価理由	評価結果	評価点
妥当性	目的の妥当性	管理不全な状態にある空家等の是正を推進するもので、妥当である。	3	33
	自治体関与の妥当性	空家等対策の推進に関する特別措置法、山陽小野田市空家等対策の推進に関する条例	3	
	対象(受益者)の妥当性	空家等の所有者を対象としている。	3	
有効性	事業の優先度	危険な空家等の除却を促進させるものである。	5	
	類似事業の存在	なし	5	
	個別計画・政策との整合性	空家等対策計画(特措法6条・平成30年策定済)、協議会設置(特措法7条)	5	
効率性	実施主体の適正化	空家等対策計画(特措法6条)を定め、情報提供、支援等を実施することとなっている。	3	
	受益者負担の適正化	管理不適切で周辺の住民に多大な迷惑をかけている空家等の管理についての一部を補助するものである。	3	
	コスト効率	補助も必要最低限であり、適正である。	3	

事業期間		平成 31 年度	~	平成 34以降 年度	会計種別	一般		予算種別	新規	臨時
予算費目	款	2	総務費	項	1	総務管理費	目	1	一般管理費	
	細目	21	空家対策事業費	細々目	1	空家対策事業費	交付税算入		有	公表

(単位:千円)

		総事業費		H29(決算)		H30(予算)		H31		H32		H33	
支出内訳	・繰越明許費がある場合は、記載すること。									空家家財道具等	500	空家家財道具等	500
	円									処分事業補助金		処分事業補助金	
(H 年度 →H 年度)										(10万円×5件)		(10万円×5件)	
										空き家改修	1,500	空き家改修	1,500
										事業補助金		事業補助金	
										(30万円×5件)		(30万円×5件)	
									老朽危険空家等	2,500	老朽危険空家等	2,500	
									除却促進事業補助金		除却促進事業補助金		
									(50万円×5件)		(50万円×5件)		
	歳出合計	0	0	0	0	0	0	2,500	4,500	4,500			
財源内訳/割合	国庫支出金								2/5	1,000	2/5	1,000	
	県支出金												
	地方債												
	その他												
	一般財源							2,500	3,500		3,500		3,500
	歳入合計	0	0	0	0	0	0	2,500	4,500	4,500			4,500

国庫支出金・県支出金等の名称及び所管部署	
空き家再生等推進事業(社会資本整備総合交付金の基幹事業)又は空き家対策総合支援事業(国土交通省)	
予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称	
空家等対策の推進に関する特別措置法、山陽小野田市空家等対策の推進に関する条例、山陽小野田市空家等対策の推進に関する規則、山陽小野田市空家等対策計画(平成30年策定)、山陽小野田市老朽危険空家等除却促進事業補助金交付要綱(平成31年策定予定)	
特記事項	(市民への説明責任などの状況)

老朽危険空家等除却促進事業補助金交付制度 概要（案）

1 目的・趣旨

地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進するため、適正に管理されていないことにより倒壊又は建築材等の飛散のおそれのある危険な空き家の除却を促進する。

2 対象空き家

年間を通して使用実績がない常時無人な状態の木造又は軽量鉄骨造の主に居住のための老朽危険建築物
※店舗等併用の場合は2分の1以上が居住用であること。

3 補助金交付対象者

- 対象 所有者又は相続人若しくは当該空き家が所在する土地の所有者
- 対象外 市税滞納者、暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者

4 老朽危険空家等の判定

- 不良度の測定基準100点以上
※国土交通省の示す「外観目視による住宅の不良度判定の手引き(案)」参考
- 周囲に対する危険度判定基準に該当

5 補助対象経費

老朽危険空き家の解体費用(消費税及び地方消費税を含む。)ただし、立木の伐採(隣地、隣接する道路、隣接する河川又は地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしている立木の

伐採を除く。)及び家財道具、機械、車両等の移転又は処分に係るものを除く。

6 補助金額

補助対象経費の3分の1(上限50万円)
※千円未満切り捨て

7 業者

市内業者

8 申請期間

6月1日～1月31日
※予算額に到達次第受付終了

9 申請書類

申請書、事業計画書、位置図、解体工事見積書(2者以上)、外観写真、建物の登記事項証明書、敷地の登記事項証明書、誓約書、申立書(市税・暴力団排除関係)、申請者が市外の場合は住民票、他の所有者・相続人がいる場合は同意書 等

10 制度の周知

- 市広報 及び 市ホームページに掲載
- リーフレット作成
 - ・市役所、総合事務所、各支所、各出張所等へ設置
 - ・宅建協会、不動産協会、解体業者等へ案内
 - ・特定空き家等の所有者へ案内

山口県内各市 空き家除却に係る補助制度

※周南市、下松市、光市は制度なし

市町名	山陽小野田市	下関市	宇部市	山口市	萩市	防府市	岩国市	長門市	柳井市	美祿市
① 制度の名称	老朽危険空き家 除却促進事業補助金 (案)	危険家屋 除却推進事業補助金	中心市街地 空き家リセット活用事業 補助金	老朽危険空き家等 除却促進事業補助金	老朽危険空き家 除却促進事業補助金	危険空き家 解体費補助金	老朽危険空き家 除却促進事業費補助金	空き家 除却事業補助金	老朽危険空き家 除却事業補助金	危険家屋 除却推進事業補助金
② 対象空き家	年間を通して使用実績 がない常時無人な状態 ・木造又は軽量鉄骨造 ・主に居住のため	年間を通して使用実績 のない常時無人な建築 物 ・木造住宅 ・主に居住のため ・個人所有 ・所有権以外の権利が 設定されていない者	・所在地が中心市街地 ・S56.5.31以前の戸建 住宅	年間を通して使用実績 のない常時無人な状態 ・木造又は軽量鉄骨造 ・主に居住のため	現に使用されておらず、 今後も使用見込みのない もの ・木造又は軽量鉄骨造 ・主に居住のため ・個人所有	1年以上居住その他のし ようがないもの ・木造又は軽量鉄骨造 ・主に居住のため ・個人所有	居住がなされていないこ とが常態のもの ・木造又は軽量鉄骨造 ・主に居住用 ・個人所有 ・抵当権等の設定がない もの	・常時無人の状態にある もの ・建て替えを目的として いないこと ・除却後5年間は、家屋 等の建設及び土地の譲 渡並びに営利を目的とす る事業が出来ないこと	年間を通して使用実績 がない常時無人な状態 ・木造 ・主に居住のため ・個人所有	非公表
③ 補助対象者	建物の所有者・相続人 敷地の所有者・相続人	建物の所有者・相続人 敷地の所有者・相続人	・登記所有者 ・同一敷地内に新たに戸 建て住宅を建設する者	建物の所有者・相続人 敷地の所有者・相続人	建物の所有者・相続人	建物の所有者・相続人 敷地の所有者・相続人	建物の所有者・相続人	非公表	建物の所有者・相続人 敷地の所有者・相続人	非公表
④ 空き家 危険度判定	国交省「外観目視による 住宅の不良度判定」準 拠 不良度測定基準100点 以上	国交省「外観目視による 住宅の不良度判定」準 拠 不良度測定基準100点 以上	なし (S56.5.31以前の 戸建住宅)	国交省「外観目視による 住宅の不良度判定」の 一部 不良度測定基準100点 以上	国交省「外観目視による 住宅の不良度判定」準 拠 不良度測定基準100点 以上	国交省「外観目視による 住宅の不良度判定」準 拠 不良度測定基準100点 以上	国交省「外観目視による 住宅の不良度判定」準 拠 不良度測定基準100点 以上	国交省「外観目視による 住宅の不良度判定」準 拠 不良度測定基準100点 以上	国交省「外観目視による 住宅の不良度判定」準 拠 不良度測定基準100点 以上	国交省「外観目視による 住宅の不良度判定」準 拠 不良度測定基準100点 以上
⑤ 周辺への 危険度	隣接する土地、建物、道 路、河川から建物の高さ 以内	・屋根材等落下の危険 性：隣接から建物高さの 1/2以内 ・建物倒壊の危険性：隣 地から建物高さ以内	なし	落下、倒壊の危険度、隣 地の状況、人口集中地 区の有無、苦情・通報・ 相談の有無等を点数化 し判断	隣接する土地、建物、道 路、河川から建物の高さ 以内	・屋根材等落下の危険 性：隣接から建物高さの 1/2以内 ・建物倒壊の危険性：隣 地から建物高さ以内	隣接する土地、建物、道 路、河川から建物の高さ 以内	非公表	・屋根材等落下の危険 性：隣接から建物高さの 1/2以内 ・建物倒壊の危険性：隣 地から建物高さ以内	非公表
⑥ 補助対象経費	・空き家を解体し更地に する費用 ・立木、家財道具、機 械、車両等の移転・処分 費用を除く	・空き家を解体し更地に する費用 ・堀、樹木などの附属物 の撤去を除く	・空き家の解体に要する 経費	・空き家を解体し更地に する費用 ・草木の除草伐採及び 処分の費用を除く	・空き家を解体し更地に する費用 ・門・塀・地下埋設物等 や樹木の除却工事、家 財道具・機械・車両の移 転・処分費用を除く	・空き家を解体し更地に する費用 ・家財道具・機械・車両 等の移転・処分費用を除 く	・空き家を解体し更地に する費用 ・地下埋設物の除却を除 く	非公表	・空き家の解体に要する 経費	非公表
⑦ 補助金額	・対象経費の3分の1 ・上限50万円	・対象経費の2分の1 ・上限40万円	・対象経費の3分の1 ・上限50万円	・対象経費の3分の1 ・上限50万円 ※無接道敷地は10万円 加算	・対象経費の3分の2 ・上限100万円 ※施工業者による代理 受領可	・対象経費の3分の1 ・上限50万円	・対象経費の3分の1 ・上限30万円	・対象経費の2分の1 上限 200㎡未満50万円 200㎡以上500㎡未満 70万円	・対象経費の3分の1 ・上限30万円	①世帯全員の市民税が 非課税の場合 70万円 ②世帯総所得額250万 円以下の場合 50万円
⑧ 所得制限	なし	なし	なし	なし	世帯の総所得金額が 500万円未満	なし	なし	世帯の前年所得金額の 総計が250万円未満で あること	世帯全員の市町村民税 所得割額合計304,200 円未満	①世帯全員の市民税が 非課税 ②世帯総所得額250万 円以下
⑨ その他			・解体後、同一敷地内に 新たな住宅の建設に着 手すること		・施工業者による補助金 の代理受領可能					

事務事業調書

作成日	H31.2.15
-----	----------

課(局・室・所)・係・担当者	市民課	古谷 昌章
----------------	-----	-------

No	-	32
----	---	----

施策体系	大項目(章)		中項目(基本施策)		小項目(基本事業)	
	6	行財政運営・市民参画・市政情報の発信	38	効率的で効果的な行政運営	4	行政サービスの向上
	実施計画名		重点プロジェクト	事務事業名		
	コンビニ交付事業			証明書コンビニ交付事業		

事業概要	マイナンバーカードを利用して、全国のコンビニエンスストアに設置されているキオスク端末で各種証明書(住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍謄抄本、税証明等)の取得が可能となる交付サービスを提供し、住民サービスの向上を図る。平成32年2月からの利用開始を目指す。	対象	市民ほか
		手段	マイナンバーカードを利用して証明書をコンビニで交付する
		意図	全国のコンビニで証明書を取得できるようにすることで、住民サービスの向上を図る

※上段:目標 中段:実績 下段:達成率。H30の上段は年間の目標 中段は4月~7月の実績を記入。

活動指標又は成果指標			H29(実績)	H30(4月~7月)	H31	H32	H33
1	コンビニ交付実施	活動	-	-	実施	継続	継続
2	コンビニでの証明書発行件数	活動	-	-	-	設定しない	設定しない
3							

平成31年度に向けた評価			
	成果	コスト	
前年評価(A)			
事中評価(B)			
(A)と(B)を踏まえた平成31年度以降の取組方針			

視点	評価項目	評価理由	評価結果	評価点
妥当性	目的の妥当性	住民利便の増進、国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため	3	33
	自治体関与の妥当性	電子署名等に係る地方公共団体機構システムの認証に関する法律に基づく事務である	3	
	対象(受益者)の妥当性	マイナンバーカード保有者	5	
有効性	事業の優先度	住民利便の増進、国及び地方公共団体の行政の合理化に資する事業である	3	
	類似事業の存在	なし	5	
	個別計画・政策との整合性	国が推進するコンビニ交付事業と合致する	5	
効率性	実施主体の適正化	市・地方公共団体情報システム機構が主体となり適正である	3	
	受益者負担の適正化	手数料の徴収	3	
	コスト効率	初期導入経費に係る交付税措置はある	3	

事業期間	平成 31 年度 ~ 平成 34以降 年度	会計種別	一般	予算種別	新規	臨時
予算費目	款 2 総務費	項	3 戸籍住民基本台帳費	目	1 戸籍住民基本台帳費	
細目	1 戸籍住民基本台帳費	細々目	1 戸籍住民基本台帳費・本庁	交付税算入	有	公表 する

(単位:千円)

		総事業費	H29(決算)	H30(予算)	H31	H32	H33
支出内訳	・繰越明許費がある場合は、記載すること。	コンビニ交付構築等業務委託料 56,115			コンビニ交付構築等業務委託料 56,115		
	円	普通旅費 378			普通旅費 378		
	(H 年度	証明発行手数料(実店舗試験用) 20			証明発行手数料(実店舗試験用) 20		
	→H 年度)	保守委託料(COKAS-R/AD II) 20,020			保守委託料(COKAS-R/AD II) 1,540	保守委託料(COKAS-R/AD II) 9,240	保守委託料(COKAS-R/AD II) 9,240
		保守委託料(戸籍システム) 1,859			保守委託料(戸籍システム) 143	保守委託料(戸籍システム) 858	保守委託料(戸籍システム) 858
		J-Lis 負担金 5,959			J-Lis 負担金 459	J-Lis 負担金 2,750	J-Lis 負担金 2,750
		交付手数料 134			交付手数料(想定件数:50件分) 6	交付手数料(想定件数:480件) 57	交付手数料(想定件数:600件) 71
		歳出合計 84,485	0	0	58,661	12,905	12,919
財源内訳/割合	国庫支出金						
	県支出金						
	地方債						
	その他	証明手数料 288			証明手数料 12	証明手数料 126	証明手数料 150
	一般財源	84,197			58,649	12,779	12,769
	歳入合計	84,485	0	0	58,661	12,905	12,919

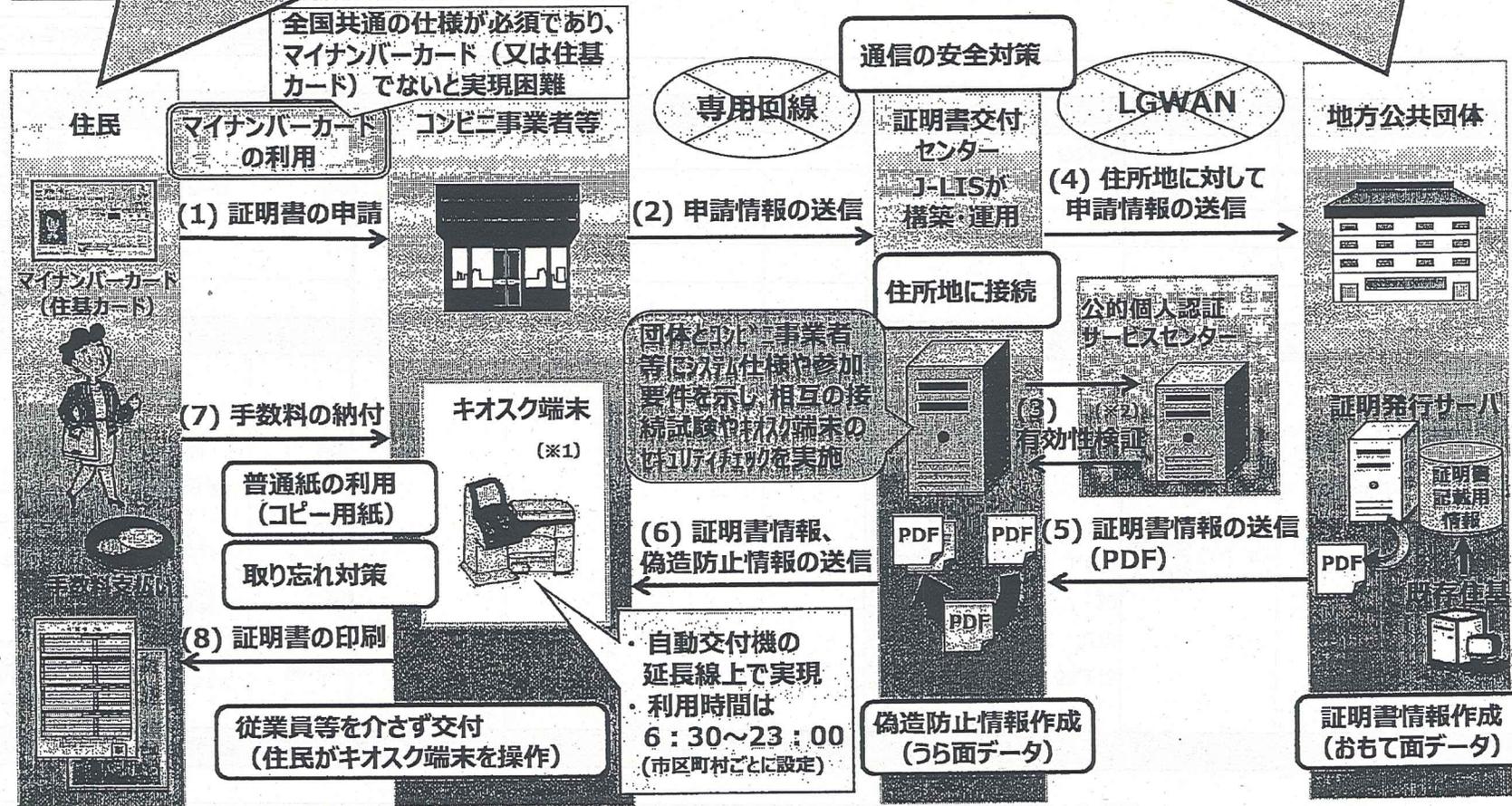
国庫支出金・県支出金等の名称及び所管部署	
平成31年度が特別交付税措置の最終年度 総事業費の1/2(ただし、対象上限額は6,000万円) (平成31年度導入で最長平成33年度まで措置あり)	
予算支出の根拠となる法律・条例・規則・要綱等の名称	

特記事項	(市民への説明責任などの状況)
------	-----------------

コンビニ交付のイメージ

お住まいの市区町村でなくても「いつでも・どこでも・すぐに」ワンストップで証明書等を受け取ることが可能

事業者が設置したキオスク端末を活用することによって、行政サービスをより一層効率的に提供することが可能

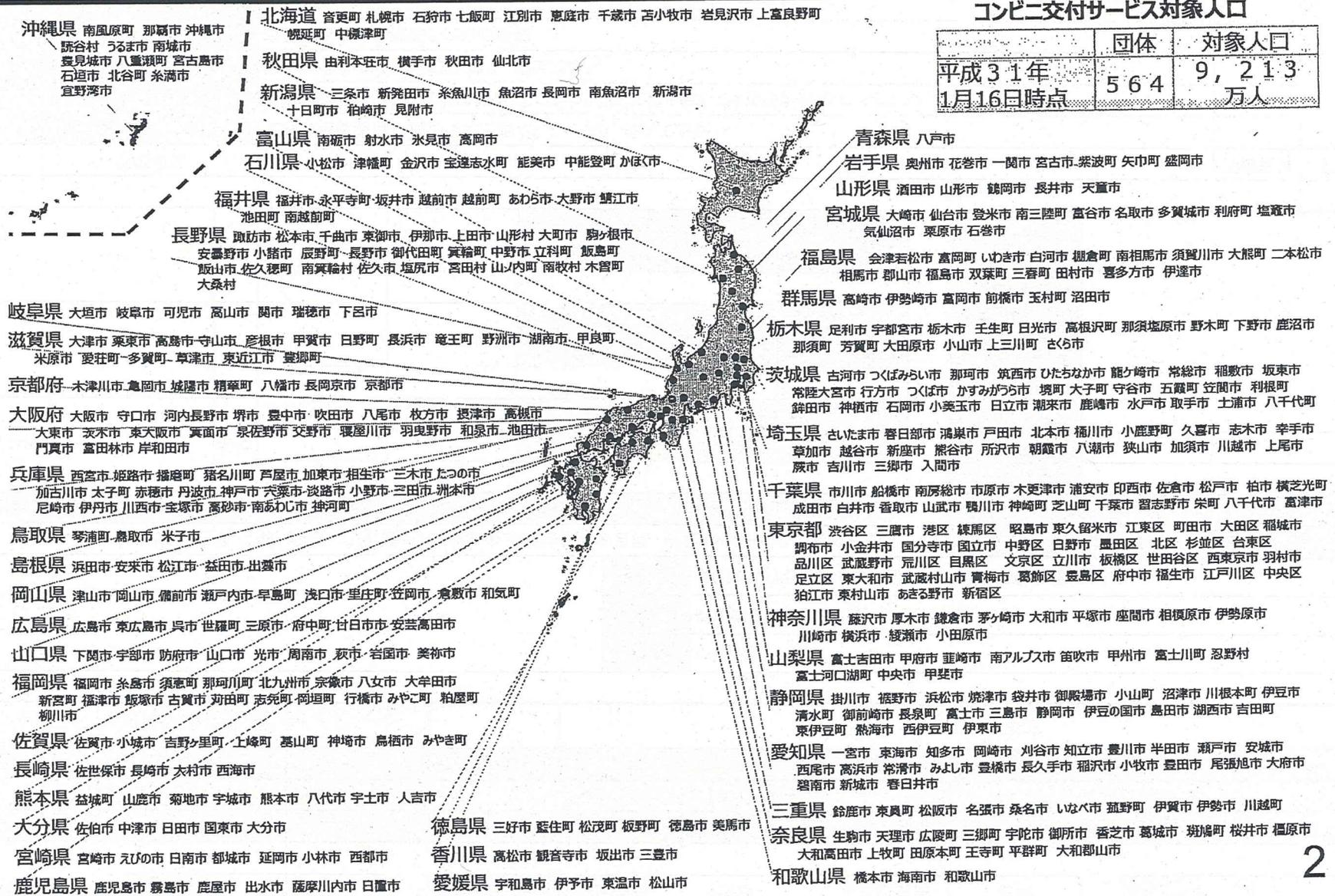


(※1) 不特定多数の人が、タッチパネルなどの簡単な操作により、必要な情報にアクセスしたり、さまざまなサービスを利用したりすることができる端末装置。
 (※2) マイナンバーカードで公的個人認証方式利用の場合。

市区町村の参加状況

コンビニ交付サービス対象人口

	団体	対象人口
平成31年 1月16日時点	564	9,213 万人



170